

群馬県災害復旧アドバイザー活動要領

(目的)

第1条 本要領は、群馬県災害復旧アドバイザー制度実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、市町村（以下、「派遣要請機関」という。）から派遣要請のあった群馬県災害復旧アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

(活動内容)

第2条 アドバイザーは、次の活動を行う。

- (1) 被災状況の収集、現地調査に関する支援
 - ア 災害報告のための被災状況調査
- (2) 緊急措置、復旧工法に関する技術的助言
 - ア 二次災害防止に関する助言、指導
 - イ 応急復旧に関する支援
 - ウ 復旧工法または改良復旧に関する助言
- (3) 災害復旧事務に関する支援・助言
 - ア 災害復旧事業の執行に関する助言

2 アドバイザーは、前項のほか次の活動を行う。

- (1) 災害時における被災情報の通報
 - ア 市町村が管理する公共土木施設の被災を確認したときは、当該施設管理者に通報すること。
- (2) 平時における危険箇所情報の通報
 - ア 市町村が管理する公共土木施設が危険な状況にあることを発見したときは、当該施設管理者に通報すること。
- (3) 災害復旧技術の継承活動
 - ア アドバイザーとして活動する中で得た知見等を活動報告とともに報告すること。
 - イ 災害復旧に関する研修会、講習会などの講師を務めるなど、災害復旧に関する技術継承を行うこと。

(活動の原則)

第3条 アドバイザーは、次の原則に従い活動するものとする。

- (1) 自らの健康管理に努め、十分な体調で活動に臨むものとする。

- (2) 常に安全に留意し円滑な活動に努めるものとする。
- (3) 地域住民からの要望等については、速やかに派遣要請機関に伝達するものとする。
- (4) 不測の事態により活動が困難となったときは、直ちに活動を中止し、派遣要請機関に連絡するものとする。

(派遣及び出動)

第4条 派遣要請機関は、アドバイザーの派遣要請を派遣要請書(様式第1号)により、建設技術センター理事長(以下、「センター理事長」という。)に行うものとする。

2 センター理事長は、事前に登録した県内5地区(中部、西部、吾妻、利根・沼田、東部)毎のアドバイザーの中から、派遣要請があった地域や活動内容に照らし、適当と認められる者に派遣要請を派遣要請書(様式第2号)により行うものとする。

3 派遣要請を受けたアドバイザーは、速やかに出動するものとし、出動時には、支援活動に適した服装を着用するとともに、アドバイザー登録証、腕章、ヘルメットを携行するものとする。

なお、リフレクターベスト、腕章、ヘルメットは建設技術センターが貸与したものとする。

(活動の開始及び完了)

第5条 アドバイザーの活動の開始及び完了については、次の通りとする。

- (1) 派遣先に到着後、派遣要請機関と活動内容を確認し、活動を開始するものとする。
- (2) 活動が完了したときは、派遣要請機関にその旨伝達の上、撤収するものとする。

(活動報告)

第6条 アドバイザーは、派遣先での活動完了後1週間以内に、活動報告書(様式第3号)及び活動費用報告書(様式第4号)により活動内容をセンター理事長に報告するものとする。

(運営事務局)

第7条 運営事務局は、アドバイザーの派遣及び活動に関し、次の事務を行うも

のとする。

- (1) アドバイザーの選任、出勤方法及びこれに関する派遣要請期間との連絡調整に関する事。
- (2) アドバイザーの派遣先における活動内容について、派遣要請機関との連絡調整に関する事。
- (3) アドバイザーの活動に要する費用（日当、交通費、宿泊費等）に関する事。
- (4) その他、群馬県県土整備部及び関係機関との連絡調整に関する事。

(派遣費用)

第8条 センター理事長は、アドバイザーの派遣に伴う活用に必要な費用（日当、交通費、宿泊費等）を、活動費用報告書（様式第4号）に基づき支払うものとする。

(その他)

第9条 本要領に定めるもののほか、アドバイザーの活動に関し必要な事項は、センター理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から適用する。